証券コード　5212
2022年６月14日

株　主　各　位

東京都墨田区文花二丁目15番９号
不二硝子株式会社
代表取締役社長　小　熊　信　一

第89回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第89回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。
　なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年６月28日（火曜日）午後４時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　2022年６月29日（水曜日）午前10時
２．場　　所　東京都墨田区文花二丁目15番９号　当社本社会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
３．目的事項
報告事項
１．第89期（2021年４月１日から2022年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第89期（2021年４月１日から2022年３月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役(監査等委員である取締役を除く。)４名選任の件
第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第５号議案　退任取締役及び退任監査等委員である取締役に対し退職慰労金贈呈の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　https://www.silicox.co.jp）に修正後の事項を掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（2021年４月１日から
2022年３月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の再拡大の影響が懸念されるものの、ワクチン接種の普及や感染後の重症化リスクが低いことなどから、経済活動の再開に軸足を移しつつある一方で、半導体や原材料の不足、物流の停滞、ロシアのウクライナ侵攻による金融市場の混乱や原油価格の高騰など、引続き経済の先行きについては注視していく必要があります。

当社グループの属する医薬容器業界は、主需要先の医薬業界において薬価改定、後発品使用促進等、医療費抑制要請が強まる一方で、新型コロナウイルス感染症の治療薬ならびに同感染症の国内産ワクチンの開発が期待される中、当業界の主力製品である注射薬用容器の「アンプル」「管瓶」の需要が高まりました。このような環境下、当社グループといたしましては、感染予防対策を徹底し生産及び営業活動を停止することなく操業を行い、主要製品はじめ関連商品の安定供給に全力を注ぎ、医薬業界の要求に応えるよう努めてまいりました。なお、新型コロナウイルス感染症に直接関連した売上は、国内製薬メーカーが開発した同感染症ワクチンの治験用に「管瓶」の供給が始まりました。

当連結会計年度の売上高につきましては、「アンプル」の売上は昨年実績を下回ったものの「管瓶」「その他」の品目で売上が増加したことで前年を上回り、売上高2,596百万円（前期比2.3％増）となりました。

利益面につきましては、稼働率・製造歩留りの向上及び経費削減に取り組みましたが、原油価格の高騰による製造コストの上昇が影響し、営業利益74百万円（前期比26.5％減）、経常利益96百万円（前期比24.1％減）、親会社株主に帰属する当期純利益は64百万円（前期比16.5％減）とそれぞれ減少しております。

② 設備投資の状況

当期における設備投資の総額は42百万円となっており、主なものは次のとおりであります。

建物の改修	15百万円
機械装置の購入	12百万円

③ 資金調達の状況

当期において、特記すべき資金調達は行っておりません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第 86 期 (2019年３月期)	第 87 期 (2020年３月期)	第 88 期 (2021年３月期)	第 89 期 (当連結会計年度) (2022年３月期)
売　上　高(百万円)	2,474	2,452	2,538	2,596
経　常　利　益(百万円)	51	66	127	96
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	115	46	77	64
１株当たり当期純利益　(円)	55.94	22.78	37.79	31.57
総　資　産(百万円)	3,832	4,016	4,331	4,161
純　資　産(百万円)	2,709	2,838	3,084	2,962
１株当たり純資産　(円)	1,279.19	1,341.90	1,459.56	1,398.78

(注) １株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①　親会社との状況

該当事項はありません。

②　重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
常磐硝子株式会社	4,500万円	76.7%	アンプル・管瓶・試験管の製造

常磐硝子の売上高は816百万円（前期比1.1%減）、当期純利益は12百万円（前期比56.1%減）であり、全て当社に対する売上であります。

(4) 対処すべき課題

当社グループをとりまく環境は、内外の諸情勢からみて、今後とも厳しい状況が予想されますが、当社グループにおきましては、企業体質の強化を図るために、引き続き「品質の強化」「売上の拡大」「コストの低減」「管理体制の強化」を重要テーマとして、徹底した経費の節減を行い原価の低減に傾注するとともに、製造設備の整備を進め相互補完による最適生産など連結経営のより一層の強化を図り、積極的な販売活動と営業拡大を行い業績向上に努力を重ねてまいります。

株主の皆様には、今後とも変わらぬご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 主要な事業内容（2022年３月31日現在）

アンプル・管瓶・試験管他の製造及び販売

(6) 主要な営業所及び工場（2022年３月31日現在）

① 当社

本社・工場　　東京都墨田区

② 子会社

常磐硝子株式会社　　福島県いわき市

(7) 使用人の状況（2022年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況　　191名　　（前期比　９名増）

（注）　使用人数は就業人員であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
118名	2名増	32.5歳	12.5年

（注）　使用人数は就業人員であります。

(8) 主要な借入先の状況（2022年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	162,200千円
株式会社きらぼし銀行	3,600
株式会社常陽銀行	3,600

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．会社の現況

(1) 株式の状況（2022年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　8,000,000株

② 発行済株式の総数　2,142,000株

③ 株主数　1,657名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
小熊信一	982,538株	47.79%
小熊千恵子	116,355株	5.66%
前田硝子株式会社	86,205株	4.19%
小熊雄二	84,740株	4.12%
株式会社みずほ銀行	75,600株	3.68%
大阪硝子株式会社	40,000株	1.95%
東京東信用金庫	28,350株	1.38%
橋本和夫	28,200株	1.37%
東京硝子株式会社	15,750株	0.77%
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	12,100株	0.59%

（注）１．当社は自己株式を86,243株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

２．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2022年３月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	小熊 信一	常磐硝子株式会社 取締役
常務取締役	丸山 光二	常磐硝子株式会社 監査役
取締役	坂田 俊一	生産部長
取締役	寺山 博幸	品質保証部長
取締役	高濱 英司	総務部長
取締役（常勤監査等委員）	猪瀬 康晴	
取締役（監査等委員）	井上 眞一	税理士
取締役（監査等委員）	神谷 晋	弁護士

（注）１．当社は、取締役会以外の重要な会議への出席を継続的・実効的に行うなど、情報収集や監査の実効性を高めることを目的として、常勤の監査等委員を置いております。

２．取締役（監査等委員）井上眞一氏及び取締役（監査等委員）神谷晋氏は、社外取締役であります。

３．取締役（監査等委員）井上眞一氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

・取締役（監査等委員）井上眞一氏は、税理士の資格を有しております。

４．当社は、井上眞一氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役（監査等委員）は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項で定める最低責任限度額としております。

③　取締役及び監査等委員に支払った報酬等の総額

区　　分	支給人員	支給額
取締役（監査等委員である取締役を除く。）	5名	67,965千円
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3 (2)	9,659 (2,740)
合　　計	8	77,624

（注）１．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
２．上記の支給額には、当事業年度における役員退職慰労引当金の増加額7,256千円（取締役５名分6,249千円、監査等委員３名分1,007千円（うち社外取締役２名分340千円））が含まれております。

④　役員報酬等の内容の決定に関する方針等

１．固定報酬等

a.固定報酬

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の月例報酬は、職責・役位経営への貢献度・経営内容を勘案した報酬額とし、株主総会で決議された報酬限度の範囲内で、取締役会で決定しております。

また、監査等委員会である取締役の月例報酬については、常勤・非常勤の分担を勘案し、株主総会において決議された報酬限度額の範囲内で、取締役会で決定しております。

b.退職慰労金

取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役に対する退職慰労金は、各事業年度における期末要支給額を退職慰労引当金として計上しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）が実際に退任する際の退職慰労金については、株主総会に付議して決定しております。その、付議内容は取締役会が決定しております。

また、監査等委員である取締役が実際に退任する際の退職慰労金については、株主総会に付議して決定しております。その、付議内容は監査等委員である取締役の協議により決定しております。

c.報酬限度額

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2020年６月26日開催の第87回定時株主総会において年額150,000千円以内（うち、社外取締役20,000千円以内。ただし、使用人兼務取締役の使

用人部分は含まれてない。）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締を除く。）の員数は４名です。なお、取締役個々の報酬につきましては、取締役会において決議しております。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2020年６月26日開催の第87回定時株主総会において年額20,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査等委員の員数は３名です。なお、監査等委員である取締役個々報酬につきましては、監査等委員である取締役の協議によって定めております。

２．業績連動報酬等

該当事項はありません。

３．非金銭報酬等

該当事項はありません。

４．種類ごとの割合

業績連動報酬等及び非金銭報酬等はありませんので、固定報酬等だけとなります。

５．交付時期等

・月例報酬　　従業員の給与支給時と同日。

・退職慰労金　退任時の翌月支給。

６．決定の委任

取締役の個人別の報酬額等の内容決定については、取締役会において代表取締役社長小熊信一に再一任されております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

７．その他決定方法

該当事項はありません。

８．その他重要事項

該当事項はありません。

⑤　社外役員に関する事項

当該事業年度における主な活動状況

氏　　名	地　　位	出席状況及び発言状況
井　上　眞　一	社外取締役（監査等委員）	当事業年度開催の取締役会８回のうち８回、監査等委員会に６回のうち６回に出席いたしました。主に税理士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
神　谷　　晋	社外取締役（監査等委員）	当事業年度開催の取締役会８回のうち８回、監査等委員会６回のうち６回に出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　フェイス監査法人

（注）当社の会計監査人でありました監査法人元和は、2021年６月29日開催の第88期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

② 報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	10,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	10,000千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員会は監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

責任限定契約は締結しておりません。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 取締役は、会社経営に関する重要事項及び業務執行状況を取締役会に報告して情報の共有化をはかり、法令、定款、社内規程に基づき重要事項の決定並びに業務執行状況を監視するための十分な体制を構築する。

② 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ健全に行われるため、企業行動規範を定めるとともに、コンプライアンスの啓発を行い、全社的なコンプライアンス体制の強化をはかる。

③ 内部統制を推進する組織を設置し、法令の遵守及び社内規程等への準拠性の検証を目的とした内部監査を実施し、定期的に代表取締役社長に報告する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、株主総会議事録、取締役会議事録、役員会議事録、稟議書その他取締役の業務に関わる重要な文書を、文書管理規程ほか社内規程の定める方法により適切に保存管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

総務部部長が、当社グループのリスクを総括的に管理する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役会を定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、取締役の業務状況の監視・監督を行う。

② 社長以下取締役（常勤監査等委員を含む）、関連会社の取締役をメンバーとする役員会を原則毎週開催し、業務執行における重要事項について審議を行い、業務執行の迅速適正な運営をはかる。

③ 業務分掌規程を定め、職位及び各職位の責任と権限を明確にし、業務の効率的な運営をはかるとともに責任体制を確立する。

(5) 当社並びに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 当社は、子会社に取締役（常勤監査等委員を含む）を派遣し、経営を把握し、業務の適正化を推進する。また、会社の業務の状況は、毎週開催される役員会並びに部課長会議で定期的に報告される。

② 会社間の取引は、法令、会計原則、税法その他の社会規範に照らし適切で、第三者との取引と比較して、著しく不利益に、また恣意的にならないよう、必要に応じて専門家に確認する体制とする。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査等委員会の求めがあったときは、監査等委員会の職務を補助する従業員として適切な人材を配置する。

(7) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

① 監査等委員会の職務を補助すべき従業員は、当該職務を行うにあたっては、監査等委員会の指揮・命令のみに服し、取締役その他の従業員の指揮・命令は受けないものとする。

② 当該従業員に対する人事考課、異動、懲戒処分等の人事権の行使については、事前に監査等委員会と協議を行い、その意見を尊重してこれを行う。

(8) 監査等委員でない取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制

監査等委員でない取締役及び従業員は、監査等委員会に対し、次の事項について遅滞なく報告するものとし、監査等委員は取締役会、役員会その他重要な会議に出席して報告を受けるものとする。

また、監査等委員会に対して当該通報及び報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。

・取締役会決議事項・報告事項
・月次・四半期・通期の業績、業績見通し及び経営状況
・会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項
・会社の経営又は業績及び業績見通しに重大な影響を及ぼす恐れのある事項
・取締役の職務遂行に関して不正行為、法令、定款に違反する行為
・内部監査結果の状況
・子会社に関する重要な事項
・その他重要な稟議・決裁事項

(9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査等委員は、定期的に代表取締役と会合をもち、経営上の課題、会社を取り巻くリスク、監査上の重要な課題のほか、監査等委員会監査の環境整備状況について意見を交換し、相互の意思疎通をはかる。

② 監査等委員会は、定期的に監査法人から会計監査の方法及び結果について報告等を受け、意見を交換する。

③ 監査等委員の職務執行に関して生じる費用については、会社の経費予算の範囲内において、所定の手続きにより会社が負担する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における内部統制システムの運用状況の概要は以下のとおりであります。

・取締役会を８回開催し、重要事項の決定等を行っております。また、役員会を50回開催し、重要事項等の審議等を行っております。なお、本会議体等の場において、損失が伴うおそれのあるリスク情報やコンプライアンス関連情報の対応報告、検討も行っております。
・定期的に内部監査を実施し、その結果を取締役会に報告しております。

連結貸借対照表

(2022年３月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**1,979,979**	**流動負債**	**510,350**
現金及び預金	651,134	買掛金	167,608
受取手形及び売掛金	539,657	１年内返済予定の長期借入金	92,600
有価証券	270,145	未払法人税等	14,444
商品及び製品	388,454	未払事業所税	7,409
仕掛品	2,656	賞与引当金	65,618
原材料及び貯蔵品	77,406	その他	162,669
未収入金	46,590	**固定負債**	**688,707**
その他	4,611	長期借入金	76,800
貸倒引当金	△679	繰延税金負債	308,398
固定資産	**2,181,893**	役員退職慰労引当金	168,373
有形固定資産	**907,447**	退職給付に係る負債	106,272
建物及び構築物	329,787	資産除去債務	28,863
機械装置及び運搬具	95,850	**負債合計**	**1,199,057**
工具、器具及び備品	24,613	**純資産の部**	
土地	442,518	**株主資本**	**2,120,394**
建設仮勘定	14,677	**資本金**	**107,100**
無形固定資産	**1,524**	**資本剰余金**	**582**
電話加入権	1,033	**利益剰余金**	**2,046,560**
ソフトウェア	491	**自己株式**	**△33,848**
投資その他の資産	**1,272,921**	**その他の包括利益累計額**	**755,162**
投資有価証券	1,223,011	**その他有価証券評価差額金**	**755,162**
出資金	1,720	**非支配株主持分**	**87,257**
繰延税金資産	11,836	**純資産合計**	**2,962,814**
敷金及び保証金	485		
その他	42,176		
貸倒引当金	△6,307		
資産合計	**4,161,872**	**負債純資産合計**	**4,161,872**

(注)　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2021年４月１日から
2022年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**2,596,488**
売上原価		**2,076,798**
売上総利益		**519,690**
販売費及び一般管理費		**444,845**
営業利益		**74,845**
営業外収益		
受取利息	73	
受取配当金	19,101	
受取賃貸料	5,389	
その他	5,798	30,362
営業外費用		
支払利息	1,361	
賃貸費用	6,944	8,305
経常利益		**96,902**
特別損失		
固定資産除却損	324	324
税金等調整前当期純利益		**96,577**
法人税、住民税及び事業税	25,182	
法人税等調整額	2,585	27,767
当期純利益		**68,809**
非支配株主に帰属する当期純利益		3,909
親会社株主に帰属する当期純利益		**64,899**

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（2021年４月１日から
2022年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2021年４月１日　期首残高	107,100	582	1,997,079	△33,848	2,070,913
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△15,418		△15,418
親会社株主に帰属する当期純利益			64,899		64,899
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	49,481	－	49,481
2022年３月31日　期末残高	107,100	582	2,046,560	△33,848	2,120,394

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
2021年４月１日　期首残高	929,581	929,581	84,397	3,084,892
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△15,418
親会社株主に帰属する当期純利益				64,899
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△174,419	△174,419	2,859	△171,559
連結会計年度中の変動額合計	△174,419	△174,419	2,859	△122,077
2022年３月31日　期末残高	755,162	755,162	87,257	2,962,814

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

１．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

・連結子会社の数　　１社

・連結子会社の名称　　常磐硝子株式会社

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と同一であります。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの　連結決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・市場価格のない株式等　移動平均法による原価法によっております。

ロ．棚卸資産

・製品、仕掛品　売価還元法によっております。ただし、仕入製品は、最終仕入原価法によっております。

・原材料、貯蔵品　最終仕入原価法によっております。

（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産　定率法によっております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物　15～65年

機械装置及び運搬具　９～17年

③ 重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金　債権の貸倒による損失に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金　従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

ハ．役員退職慰労引当金　役員の退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

④　退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職金規定に基づく期末要支給額から中小企業退職金共済制度から支給される金額を控除した額を当連結会計年度末における退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤　収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、次のとおりであります。

当社グループは、アンプル、管瓶、試験管、理化学医療用硝子等の製造及び販売を事業としております。主たる商品又は製品に係る収益は、これらの製造及び販売によるものであり、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。

当該履行義務は、商品又は製品を引き渡す一時点において顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、顧客に引き渡された時点又は顧客が検収した時点で収益を認識しております。ただし、当該国内の販売については出荷時点で収益を認識しており、海外への販売については主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時に収益を認識しております。

また、有償支給取引について、支給品を買い戻す義務を負っている場合、当該支給品の消滅を認識しておりません。

２．会計方針の変更に関する注記

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年３月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、有償支給取引について、従来は、有償支給した支給品について消滅を認識しておりましたが、支給品を買い戻す義務を実質的に負っているため、支給品の消滅を認識しない会計処理に変更しております。

海外への販売について、従来は、出荷時に収益を認識しておりましたが、主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時に収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

これによる、連結計算書類に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響もありません。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号2019年７月４日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号2019年７月４日）第44-２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

３．会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものはありません。

４．連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物及び構築物	191,678千円
土地	132,187千円
計	323,866千円

② 担保に係る債務

１年内返済予定の長期借入金	85,400千円
長期借入金	76,800千円
計	162,200千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　3,097,350千円

(3) 受取手形裏書譲渡高　92,847千円

５．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	2,142,000株	－株	－株	2,142,000株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	86,243株	－株	－株	86,243株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月29日定時株主総会	普通株式	15,418	7.50	2021年3月31日	2021年6月30日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月29日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	15,418	7.50	2022年3月31日	2022年6月30日

6．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用は安全性の高い金融資産で運用し、資金調達については、社債発行及び銀行借入による方針であります。また、株式投資として取引先企業との業務提携等に関連する投資を行っております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、売掛金及び未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの経理規定に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況は毎週開催される役員会における営業報告等で把握する体制としております。

有価証券については、資金運用の一環として、合同運用の金銭信託を保有しており、発行体の信用リスクに晒されております。投資有価証券である株式は市場価格の変動リスクに晒されております。これらの発行体の信用リスク及び有価証券の発行体の信用リスクに関しては、時価や格付け情報を定期的に確認することで管理しております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日となっております。

借入金は主に設備投資に係る資金調達及び運転資金の調達によるものであります。これらのうち変動金利によるものは、金利の変動リスクに晒されております。

また、営業債務、借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めておりません。((注)2.を参照ください。)

	連結貸借対照表計上額(千円)	時価（千円）	差額（千円）
① 現金及び預金	651,134	651,134	－
② 受取手形及び売掛金	539,657		
貸倒引当金（*）	△679		
	538,978	538,978	－
③ 未収入金	46,590	46,590	－
④ 有価証券及び投資有価証券	1,491,151	1,491,151	－
資産計	2,727,856	2,727,856	－
① 買掛金	167,608	167,608	－
② 未払法人税等	14,444	14,444	－
③ 未払事業所税	7,409	7,409	－
④ 長期借入金	169,400	169,212	△187
負債計	358,862	358,675	△187

(*) 受取手形及び売掛金に対して設定している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1．時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価。

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価。

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価。

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

資　産

① 現金及び預金、② 受取手形及び売掛金、③ 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

④ 有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。

負　債

① 買掛金、② 未払法人税等、③ 未払事業所税

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

④ 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。なお、１年以内に返済予定の長期借入金を含めた金額を記載しております。

(注) 2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区　分	連結貸借対照表計上額(千円)
非上場株式	2,005

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「④有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

3．金融債権の連結決算日後における償還予定額

区　分	１年以内 (千円)	１年超 ５年以内 (千円)	５年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預金	650,226	－	－	－
受取手形及び売掛金	539,657	－	－	－
未収入金	46,590	－	－	－
合　計	1,236,474	－	－	－

4．長期借入金の連結決算日後における返済予定額

区　分	１年以内 (千円)	１年超 ２年以内 (千円)	２年超 ３年以内 (千円)	３年超 ４年以内 (千円)	４年超 ５年以内 (千円)	５年超 (千円)
長期借入金	92,600	51,800	20,000	5,000	－	－

7．賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループでは、東京都その他の地域において、賃貸用の不動産（土地を含む。）を有しております。

当連結会計年度における賃貸等不動産に関する損益は、△1,555千円（賃貸収益は営業外収益に、賃貸費用及び遊休資産関連費は営業外費用に計上）であります。なお、減損損失はありません。

(2) 賃貸等不動産時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
285,824千円	△1,130千円	284,694千円	541,907千円

（注）１．連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
２．当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算出した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

８．収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、アンプル、管瓶、試験管、理化学医療用硝子等の製造及び販売を事業としており、主たる商品及び製品はアンプル及び管瓶であります。

各商品及び製品の売上高は、アンプル318,885千円、管瓶2,049,209千円、その他228,393千円であります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「１．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項（４） 会計方針に関する事項 ⑤ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

９．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　1,398円78銭

(2) １株当たり当期純利益　31円57銭

貸借対照表

(2022年３月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**1,758,228**	**流動負債**	**578,767**
現金及び預金	449,786	買掛金	242,818
受取手形	273,081	１年内返済予定の長期借入金	92,600
売掛金	266,591	未払金	9,122
有価証券	270,145	未払費用	57,253
商品及び製品	392,277	未払法人税等	14,341
仕掛品	2,624	未払事業所税	5,615
原材料及び貯蔵品	20,191	未払消費税等	21,043
未収入金	83,444	預り金	15,796
その他	765	賞与引当金	44,618
貸倒引当金	△679	その他	75,558
固定資産	**2,094,956**	**固定負債**	**637,843**
有形固定資産	**785,415**	長期借入金	76,800
建物	261,100	繰延税金負債	308,398
構築物	6,112	退職給付引当金	106,272
機械及び装置	78,780	役員退職慰労引当金	132,367
車両運搬具	3,702	資産除去債務	14,004
工具、器具及び備品	10,486	**負債合計**	**1,216,610**
土地	410,555	**純資産の部**	
建設仮勘定	14,677	**株主資本**	**1,881,412**
無形固定資産	**897**	**資本金**	**107,100**
電話加入権	406	**資本剰余金**	**582**
ソフトウェア	490	資本準備金	582
投資その他の資産	**1,308,643**	**利益剰余金**	**1,807,578**
投資有価証券	1,223,011	利益準備金	26,775
関係会社株式	48,300	その他利益剰余金	1,780,803
出資金	1,620	固定資産圧縮積立金	15,283
敷金及び保証金	485	土地圧縮積立金	106,739
保険積立金	33,818	別途積立金	1,226,000
その他	4,408	繰越利益剰余金	432,780
貸倒引当金	△3,000	**自己株式**	**△33,848**
		評価・換算差額等	**755,162**
		その他有価証券評価差額金	**755,162**
資産合計	**3,853,185**	**純資産合計**	**2,636,575**
		負債純資産合計	**3,853,185**

(注)　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（2021年４月１日から
2022年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**2,596,488**
売上原価		**2,164,540**
売上総利益		**431,947**
販売費及び一般管理費		**387,091**
営業利益		**44,856**
営業外収益		
受取利息	70	
受取配当金	22,551	
受取賃貸料	24,649	
その他	4,237	51,508
営業外費用		
支払利息	1,361	
貸与資産減価償却費	11,097	
賃貸費用	6,944	19,403
経常利益		**76,961**
特別損失		
固定資産除却損	310	310
税引前当期純利益		**76,650**
法人税、住民税及び事業税	21,982	
法人税等調整額	△810	21,171
当期純利益		**55,478**

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2021年４月１日から2022年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本										
	資本金	資本剰余金		利益剰余金						自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計		
					固定資産圧縮積立金	土地圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
2021年４月１日　期首残高	107,100	582	582	26,775	15,838	106,739	1,226,000	392,164	1,767,517	△33,848	1,841,351
事業年度中の変動額											
固定資産圧縮積立金の取崩					△555			555	－		－
剰余金の配当								△15,418	△15,418		△15,418
当期純利益								55,478	55,478		55,478
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）											
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	△555	－	－	40,616	40,060	－	40,060
2022年３月31日　期末残高	107,100	582	582	26,775	15,283	106,739	1,226,000	432,780	1,807,578	△33,848	1,881,412

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2021年４月１日　期首残高	929,581	929,581	2,770,933
事業年度中の変動額			
固定資産圧縮積立金の取崩			－
剰余金の配当			△15,418
当期純利益			55,478
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△174,419	△174,419	△174,419
事業年度中の変動額合計	△174,419	△174,419	△134,358
2022年３月31日　期末残高	755,162	755,162	2,636,575

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 子会社株式　移動平均法による原価法によっております。

② その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの　決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・市場価格のない株式等　移動平均法による原価法によっております。

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

・製品・仕掛品　売価還元法による原価法によっております。ただし、仕入製品は最終仕入原価法によっております。

・原材料・貯蔵品　最終仕入原価法による原価法によっております。

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産　定率法によっております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　15～65年

機械及び装置　９～17年

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金　債権の貸倒による損失に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金　従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③ 退職給付引当金　従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務(退職金規定に基づく期末要支給額から中小企業退職金共済制度から支給される金額を控除した額)の見込み額に基づき計上しております。

④ 役員退職慰労引当金　役員の退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、次のとおりであります。

当社は、アンプル、管瓶、試験管、理化学医療用硝子等の製造及び販売を事業としております。主たる商品又は製品に係る収益は、これらの製造及び販売によるものであり、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。

当該履行義務は、商品又は製品を引き渡す一時点において顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、顧客に引き渡された時点又は顧客が検収した時点で収益を認識しております。ただし、当該国内の販売については出荷時点で収益を認識しており、海外への販売については主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時に収益を認識しております。

また、有償支給取引について、支給品を買い戻す義務を負っている場合、当該支給品の消滅を認識しておりません。

２．会計方針の変更に関する注記

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年３月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、有償支給取引について、従来は、有償支給した支給品について消滅を認識しておりましたが、支給品を買い戻す義務を実質的に負っているため、支給品の消滅を認識しない会計処理に変更しております。

海外への販売について、従来は、出荷時に収益を認識しておりましたが、主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時に収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

これによる、計算書類に与える影響はありません。また、繰越利益剰余金の当期首残高への影響もありません。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号2019年７月４日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号2019年７月４日）第44-２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

３．会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものはありません。

４．貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物	191,678千円
土地	132,187千円
計	323,866千円

② 担保に係る債務

１年内返済予定の長期借入金	85,400千円
長期借入金	76,800千円
計	162,200千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　2,613,441千円

(3) 受取手形裏書譲渡高　92,847千円

(4) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	37,005千円
② 短期金銭債務	132,050千円

５．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
仕入高	515,388千円
販売費及び一般管理費	1,459千円
営業取引以外による取引高	20,157千円

６．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	86,243株	－株	－株	86,243株

7．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	13,662千円
未払事業税	1,514千円
未払社会保険料	1,964千円
有償支給未実現利益	1,443千円
棚卸資産評価損	5,408千円
退職給付引当金	32,540千円
役員退職慰労引当金	40,530千円
投資有価証券減損	9,586千円
減損損失	6,517千円
資産除去債務	4,288千円
その他	1,599千円
繰延税金資産小計	119,057千円
評価性引当額	△44,385千円
繰延税金資産合計	74,672千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する資産	△88千円
固定資産圧縮積立金	△6,454千円
土地圧縮積立金	△47,107千円
その他有価証券評価差額金	△329,419千円
繰延税金負債合計	△383,070千円
繰延税金負債の純額	△308,398千円

8．関連当事者との取引に関する注記

子会社

種類	会社等の名称	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
					役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	常磐硝子株式会社	45,000	アンプル・管瓶・試験管の製造	76.7	役員の兼任	製品の仕入	原材料の有償支給(注1)	—	未収入金	36,853
									その他の流動負債	56,704
							製品の仕入(注1)	515,388	買掛金	75,209
						製造設備の貸与	賃貸料の受取(注2)	19,260	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）1．製品の仕入については、製造原価率等を勘案し交渉により決定しております。
また、原材料の有償支給の取引金額は、製品の仕入の取引金額と相殺しております。

2．賃貸料の受取については、減価償却費や損害保険料等を勘案し交渉により決定しております。

９．収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「１．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項（４） 会計方針に関する事項 ⑤ 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

10. １株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額	1,282円53銭
(2) １株当たり当期純利益	26円99銭

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年５月20日

不二硝子株式会社
　取締役会　御中

フェイス監査法人
東京都渋谷区

指定社員
業務執行社員　公認会計士　大　槻　直　太

指定社員
業務執行社員　公認会計士　枝　川　哲　也

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、不二硝子株式会社の2021年４月１日から2022年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、不二硝子株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年５月20日

不二硝子株式会社

取締役会　御中

フェイス監査法人

東京都渋谷区

指定社員 業務執行社員　公認会計士　大槻直太

指定社員 業務執行社員　公認会計士　枝川哲也

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、不二硝子株式会社の2021年４月１日から2022年３月31日までの第89期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2021年４月１日から2022年３月31日までの第89期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠した監査の方針、職務の分担等に従い会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組み並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断およびその理由について、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取り組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないと認めます。

⑤ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人フェイス監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人フェイス監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年５月23日

不二硝子株式会社　監査等委員会

常勤監査等委員　猪瀬康晴　㊞

監査等委員（社外取締役）　井上眞一　㊞

監査等委員（社外取締役）　神谷晋　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

１．期末配当に関する事項

当社は、企業体質の強化と今後の事業展開への備えを図りつつ、業績及び配当性向等を総合的に勘案し、株主の皆様のご期待にお応えするべく安定的・継続的な配当の実施を基本方針としております。

これらの基本方針に基づき、当期の期末配当につきましては以下のとおりといたしたく存じます。

①　配当財産の種類
　　金銭

②　配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　　当社普通株式１株につき金７円50銭
　　配当総額　15,418,178円

③　剰余金の配当が効力を生じる日
　　2022年６月30日

２．その他の剰余金に関する事項

該当事項はありません。

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定が2022年９月１日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

(1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第14条（電子提供措置等）第１項を新設するものであります。

(2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第14条（電子提供措置等）第２項を新設するものであります。

(3) 上記の新設される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第１条～第13条　（条文省略）	第１条～第13条　（現行どおり）
	（電子提供措置等）
（新　　設）	第14条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
	2　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。
第14条～第37条　（条文省略）	第15条～第38条　（現行どおり）
附　則	附　則
（社外監査役の責任限定契約に関する経過措置） 第87回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。	（社外監査役の責任限定契約に関する経過措置） 第１条　第87回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。
（新　　設）	（株主総会資料の電子提供に関する経過措置） 第２条　定款第14条（電子提供措置等）の新設は、2022年９月１日から効力を生ずるものとする。 2　本条の規定は、2022年９月１日から６か月を経過した日又は2022年９月１日から６か月以内の日を株主総会の日とする株主総会の日から３か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（５名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役４名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	小熊信一（おぐましんいち） (1961年１月14日生)	1984年３月　当社入社 1991年６月　当社取締役 1993年６月　副社長 2001年５月　常磐硝子㈱取締役(現任) 2001年６月　当社代表取締役社長(現任)	982,538株
2	丸山光二（まるやまこうじ） (1957年６月21日生)	1980年３月　当社入社 1999年７月　総務部長 2001年６月　当社取締役 2008年５月　常磐硝子㈱監査役(現任) 2017年６月　当社常務取締役(現任)	4,900株
3	寺山博幸（てらやまひろゆき） (1961年11月７日生)	1980年３月　当社入社 2011年４月　品質保証部次長兼技術課長 2015年10月　品質保証部長(現任) 2017年６月　当社取締役(現任)	3,200株
4	高濱英司（たかはまえいじ） (1966年１月３日生)	1984年３月　当社入社 2006年４月　経理課長 2010年４月　総務課長兼経理課長 2013年４月　総務部次長 2018年４月　総務部長(現任) 2020年６月　当社取締役(現任)	1,600株

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．候補者小熊信一氏は、会社法第２条第４号の２に定める親会社等であります。

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

監査等委員である取締役全員（３名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	※ 坂田　俊一（さかた　しゅんいち） (1956年３月14日生)	1974年３月　当社入社 2003年４月　品質保証部次長兼技術課長 2005年６月　当社取締役(現任) 2005年６月　品質保証部長 2015年10月　生産部長(現任)	3,900株
2	井上眞一（いのうえ　しんいち） (1960年8月11日生)	1986年12月　税理士試験合格 1990年10月　税理士登録(現在) 2010年６月　当社社外監査役 2020年６月　当社監査等委員である社外取締役(現任)	－株
3	神谷晋（かみや　すすむ） (1961年6月27日生)	1987年10月　弁護士試験合格 1990年４月　弁護士登録(現在) 2016年６月　当社社外監査役 2020年６月　当社監査等委員である社外取締役(現任)	－株

（注）１．※印は、新任の候補者であります。

２．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

３．井上眞一氏及び神谷晋氏は、社外取締役候補者であります。

４．井上眞一氏及び神谷晋氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役でありますが、両氏の在任期間は、本総会終結の時をもって２年となります。なお、両氏は、過去に当社の業務執行者でない役員（監査役）であったことがあります。

５．(1)井上眞一氏を社外取締役補者とした理由は、税理士としての専門的な知識と経験に基づき取締役の職務の執行を監査していただけると判断したからであります。なお、同氏は、社外取締役となること以外の方法で過去に会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適正に遂行できるものと判断しております。

(2)神谷晋氏を社外取締役補者とした理由は、弁護士として独立性を有し法律に関する豊富な経験と幅広い見識で、より公正な監査が可能になると判断したからであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

６．当社は、井上眞一氏及び神谷晋氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としており、両氏の選任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。

７．当社は、井上眞一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

第５号議案　退任取締役及び退任監査等委員である取締役に対し退職慰労金贈呈の件

第３号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件」及び第４号議案「監査等委員である取締役３名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役坂田俊一氏及び監査等委員である取締役猪瀬康晴氏は本総会終結の時をもって退任されます。つきましては、取締役坂田俊一及び監査等委員である取締役猪瀬康晴両氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法などは、退任取締役については取締役会に、退任監査等委員である取締役については、監査等委員である取締役の協議に、それぞれご一任願いたいと存じます。

退任取締役及び退任監査等委員である取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏　名	略　歴
坂田　俊一（さかた　しゅんいち）	2005年６月　当社取締役（現任）
猪瀬　康晴（いのせ　やすはる）	2020年６月　当社常勤監査等委員である取締役（現任）

以　上

株主総会会場ご案内図

会　場　東京都墨田区文花二丁目15番９号
当社本社会議室
ＴＥＬ　03（3617）5111

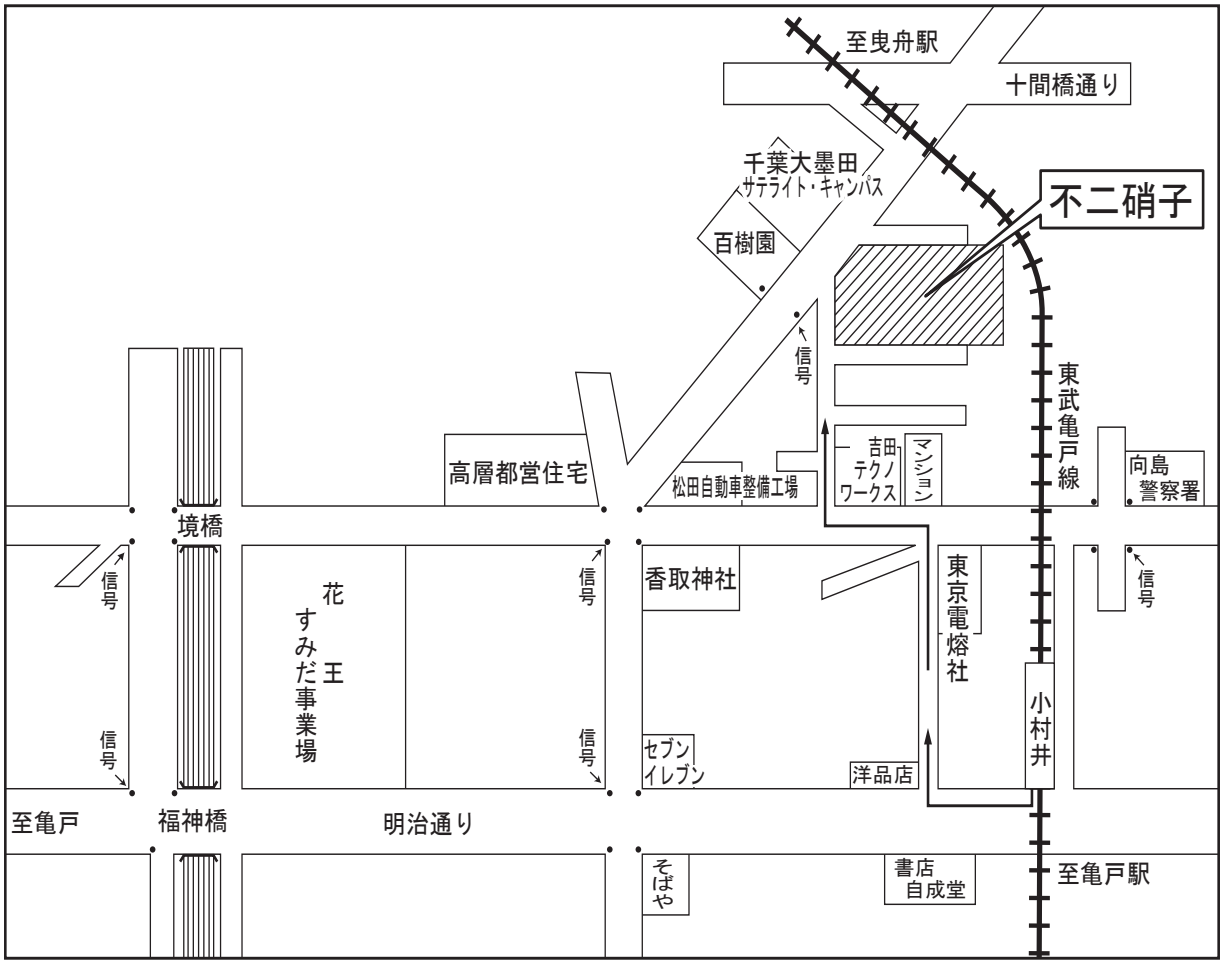

●交　通　　ＪＲ総武線『亀戸駅』下車　北口へ向かい
東武亀戸線に乗り換え
『小村井駅』下車（亀戸駅より３つ目）徒歩５分